

裁 決 書

審査請求人

処分庁

令和元年6月16日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和元年5月22日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成20年1月30日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の申請を行い、同日付けで保護が開始された。

このとき、請求人は、処分庁に対し、収入申告書を提出し、請求人の長男（以下「長男」という。）の児童手当を受給していることを申告したため、処分庁は、同年2月から5月までの4月分の児童手当が支払われる同年6月以降分の保護費から、当該児童手当の月額に相当する額を毎月収入認定することとした。

なお、児童手当は、毎年2月、6月及び10月に、それぞれの前月までの4月

分が支払われるものである。

- 2 処分庁は、長男が中学校を卒業したことに伴い、平成30年4月1日付けで、請求人の保護費から児童養育加算及び教育扶助を廃止した。
- 3 平成30年4月9日、請求人は、処分庁に対し、収入申告書を提出した。当該収入申告書には、「年金等収入」の欄に、月額に相当する額として、児童手当1万円及び児童扶養手当4万2,290円が記載されていた。
- 4 平成30年5月10日、請求人は、処分庁に対し、収入申告書を提出した。当該収入申告書には、「年金等収入」の欄に、月額に相当する額として、児童扶養手当4万2,290円のみが記載されていた。

その後、請求人は、同月17日、同年6月5日、同年7月10日、同年8月10日、同月17日、同年9月11日、同年10月9日、同年11月12日、同年12月10日、平成31年1月7日、同月30日、同年3月11日及び同年4月4日にも、処分庁へ収入申告書を提出したが、当該収入申告書のいずれについても、「年金等収入」の欄には、児童扶養手当の受給額のみが記載されていた。

- 5 平成31年4月27日、処分庁は、長男の児童手当の受給が平成30年6月支払分（同年2月及び同年3月の2月分の児童手当で、同年6月分及び同年7月分の保護費の算定において収入認定するもの）で終了したことに伴い、同年8月分以降の保護費の算定において、長男の児童手当（月額1万円相当）を収入認定から本来削除すべきであったにもかかわらず、削除していなかったため、同月分以降の保護費が過小支給となっていたことを確認した。
- 6 処分庁は、令和元年5月20日付けで、請求人に対し、平成31年3月分から令和元年5月分までの保護費について、収入認定から長男の児童手当を遡及して削除し、各月1万円を追給する処分を行った。
- 7 処分庁は、令和元年5月22日付けで、請求人に対し、変更日を同年6月1日として、収入認定から長男の児童手当を削除するとともに、勤労収入の3月分の平均額による収入認定を行った上で、保護費を9万6,539円に変更する処分

(以下「原処分」という。)を行った。

- 8 請求人は、原処分を不服として、令和元年6月16日、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、処分庁の過誤により平成30年8月分以降の保護費が過小支給されており、これらの保護費の不足分を令和元年6月分の保護費に追加して支給すべきであるにもかかわらず、平成31年3月分以降の3月分しか遡及して支給されないのは違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張

平成30年8月分以降の保護費について児童手当の収入認定を削除すべき状態にあったところ、保護の処理基準によれば、遡及変更の限度は3月程度（発見月からその前々月分まで）とされているため、当該状態を発見した時点で遡及可能な平成31年3月分以降の保護費について収入認定を変更したものであり、原処分は適法かつ正当である。

なお、請求人が主張する平成30年8月から平成31年2月までの保護変更処分については、行政不服審査法に規定する不服申立期間である3月を既に経過しており、不服申立てが可能な状況ではない。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法の規定について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、他の法律に定める扶助は、全て保護に優先して行われるものとされている（同条第2項）。

イ 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

ウ 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行わなければならないとされている（法第25条第2項）。

(2) 処理基準について

保護の変更の決定に係る事務（法第25条第2項の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（同日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）を定めており、これらを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が定められている。

(3) 他法他施策の活用について

ア 保護の実施において、他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者については、極力その利用に努めさせることとされており（次官通知第6）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による扶助は、特にその活用を図る具体的な施策の一つとされている（局長通知第6の28）。

イ 児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童を除く。）等を監護

し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住
所を有するもの等に支給されるものである（同法第4条第1項）。

(4) 要保護者の収入の認定について

要保護者の収入の認定は、月額によることとし、収入がほぼ確実に推定で
きるときはその額により、そうでないときは前3月間程度における収入額を
標準として定めた額により、それぞれ適正に認定することとされている（次
官通知第8の2）。

そして、就労に伴う収入以外の収入のうち、年金等の公の給付については、
実際の受給額を収入として認定することとされ（次官通知第8の3(2)ア
(ア)、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）等による給付で、1年以内
の期間ごとに支給される手当等は、実際の受給額を原則として受給月から次
回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている（局
長通知第8の1(4)ア）。

(5) 保護費の遡及支給の限度について

ア 最低生活費の認定を事後に変更して追給の措置をとる場合、受給者に届
出の義務が課せられていることや、行政処分をいつまでも不確定にしてお
くことは妥当ではないことから、当該遡及変更は、3月程度（発見月から
その前々月分まで）と考えるべきとされている。これは、行政処分の不服
申立期間が3月とされていることのほか、保護費を生活困窮に直接的に対
処する給付として考える限り、3月を超えて遡及する期間の最低生活費を
追加支給することは妥当ではないという考え方に基づくものである（問答
集問13-2の1）。

また、収入の増減が事後に明らかとなった場合で追加支給を要するとき
は、収入充当額の認定を遡及変更して保護費の追加支給を行うが、その範
囲は、最低生活費の認定を事後に変更する場合と同様に3月程度と解すべ
きとされている（同3）。

イ 前記アの限度を超えて保護費を遡及支給することについては、特別の事情が思料される場合は、事前に国に個別に協議することとされている（「生活保護法施行上の疑義について」（昭和58年5月30日付け社保第68号厚生省社会局保護課長通知））。

また、当該個別協議の対象としては、次の要件を満たすこととされている（平成2年度厚生省資料）。

(ア) 実施機関に届出をしており、要保護者に何ら過失がないこと。

(イ) 届出にもかかわらず、処分が行われておらず、不服申立期間を経過して生ずる不可争力が生じておらず、ある意味では申請が行われているが pending（未決）となっていること。

(ウ) 地方自治法に定める時効期間よりも短期間であること。

2 判断

(1) 原処分について

ア 本件において、処分庁は、平成31年4月27日、平成30年8月分以降の保護費について、収入認定から削除されるべき長男の児童手当（月額1万円相当）が削除されておらず、過小支給となっていたことを確認したものであるが（前記「事案の概要」の5）、収入の増減による保護費の追加支給の範囲は3月程度と解されていることから（前記1(5)ア）、令和元年5月20日付けで、平成31年3月分から令和元年5月分までの保護費に限り、遡及して、収入認定から長男の児童手当を削除し、各月1万円を追給する処分を行った上で（前記「事案の概要」の6）、同月22日付けで、同年6月分の保護費の算定における収入認定から長男の児童手当を削除することとし、原処分を行ったことが認められる（同7）。

イ しかしながら、請求人は、平成30年6月支払分（同年2月及び同年3月の2月分の児童手当）で長男の児童手当の受給を終了したところ、同年5月10日以降に請求人が処分庁へ提出した収入申告書には、児童手当の記載

はなく（前記「事案の概要」の4）、長男の児童手当の受給が終了したことを処分庁に適時に届け出ていたものということができる。

そして、処分庁は、当該収入申告書による届出のほか、児童手当と同様に長男の学齢を支給要件とする児童養育加算（平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第2章の6）及び教育扶助（生活保護法による保護の基準別表第2）を平成30年4月1日付けで廃止していることから（前記「事案の概要」の2）、長男の児童手当を収入認定から削除すべきことを認識できたと考えられ、本件において、請求人の責めに帰すべき事由は認められない。

ウ 他方、請求人は、前記イのとおり、長男の児童手当の受給を終了したことを処分庁へ届け出ていたのであるから、処分庁において、収入認定から当該児童手当を削除していなかったことは、届出にもかかわらず処分が行われていない未決状態であったものと解するのが相当である。

エ 加えて、収入認定から長男の児童手当を削除しなかったことによる平成30年8月分から平成31年2月分までの保護費の過小支給については、地方自治法第236条第1項に定める金銭債権の消滅時効の期間を未だ経過していない。

オ そうすると、本件は、3月を超えて保護費を遡及支給する場合の事前の国への個別協議の要件（前記1(5)イ(ア)から(イ)まで）を満たしていると考えられるところ、処分庁が本件に係る保護費の遡及支給について国への個別協議を事前に行った事実は認められない。

カ この点、収入の増減による保護費の追加支給は3月程度とされているが（前記1(5)ア）、かかる取扱いは、被保護者の届出や申告が遅れたことに起因する場合を想定しているものと考えられ、事前の国への個別協議を経た上で3月を超えて保護費を遡及支給することが可能であることに照らし

(同イ)、処分庁の明らかな事務処理の過誤により保護費の算定が過小となった場合にまで、3月を超えて遡及支給できない根拠を与えるものと解することはできない。

キ したがって、原処分は、保護費の遡及支給についての国への個別協議を行っていないなど、十分な検討がなされずに行われたものであり、考慮すべき事情を考慮しないで行われた著しく妥当性を欠くものといわざるを得ず、合理性を欠くことから、違法かつ不当なものとして取消しを免れない。

(2) 処分庁の主張について

処分庁は、保護費の遡及変更の限度は3月程度（発見月からその前々月分まで）とされているため、平成31年2月分以前の保護費に係る収入認定を変更しなかった判断が適正である旨を主張しているものと解されるが（前記「審理関係人の主張の要旨」の2）、かかる主張を是認できないことは、前記(1)カに述べたとおりである。

なお、処分庁は、請求人が主張する平成30年8月から平成31年2月までの保護変更処分について、行政不服審査法に規定する不服申立期間を既に経過しており、不服申立てが可能な状況ではない旨も主張しているが（前記「審理関係人の主張の要旨」の2）、当該期間の収入認定において児童手当の額を削除していなかったことは、請求人の申請（届出）は行われているものの処分が行われていない未決状態であったと解するのが相当であることから（前記(1)ウ）、不服申立期間を経過して生ずる不可争力が生じているとはいえず、この点についても、処分庁の主張を採用することはできない。

(3) 結論

以上のとおり、原処分は違法かつ不当な処分であり、本件審査請求は理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和3年（2021年）2月1日

審査庁 北海道知事 鈴木直道

